

## 議会改革実行委員会日程

平成26年11月 7日(金)

場 所 : 委員会室

- 1 「【議長諮問事項4】会派に属さない議員について」の前回協議事項の確認(資料1)
  
- 2 「【議長諮問事項1】委員会のインターネット中継について」の次期申し送り事項の確認(資料2)
  
- 3 【議長諮問事項2】意見交換会について(資料3)
  
- 4 【議長諮問事項3】議員提案による条例制定のルールづくりについて(資料4)
  
- 5 その他

(1) 「【議長諮問事項 4】 会派に属さない議員について」の前回協議事項の確認

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 資料 1 を説明する。前回 10 月 24 日の本委員会において、会派に属さない議員の意見書案発議の仕組みについて協議が行われ、明確なルールがない中で現在運用として認められている対応をルール化することとして議会運営委員会に送るとの結論に至った。その際、本日の委員会において、内容の確認と議運へ送ることについての確認をお願いしていた。については資料 1 の内容でよいか確認をお願いしたい。

【木村委員長】 資料 1 の内容を読み上げてほしい。

【議事担当係長】 読み上げさせていただく。「会派に属さない議員の意見書案の発議の仕組みについて。会派に属さない議員が意見書の発議をするときには、事前に議員提出議案の要件を満たす賛成者、議員定数の 12 分の 1、定数 28 名の場合は提出者プラス賛成者 2 名以上を確保した上で、議長に依頼する。議長はその裁量においてこれを議会運営委員会に提示する。」以上である。

【木村委員長】 文面についてどうか。

【宮応委員】 この件については、このようにするという意見と、もう少し改善をするという意見があり、意見が一致せず現状維持となった。その点の評価はどう残すのか。このままだと全員がこれに賛成したと思われる。経過をどこかに記しておくべきである。

【議事担当係長】 現在作成中の会議録によって知ることができる。

【宮応委員】 今までの議会のさまざまな定めについても結果はそうであるが、さまざまな意見があったという経過がすぐに出せるようにしてあるのか。

【議事担当係長】 それを知る資料ということであれば、繰り返しになるが現在作成中の会議録となる。

【宮応委員】 今までも議会の定め、何月何日の議運や代表者会議に全会一致で決定とか賛成多数で決定などの記録が会議録を読み込まなくてもわかるようになっていたと思うがどうか。

【議事担当係長】 議会の手引きであれば、決定した機関と日付が記載され、記録されている。

【事務局次長】 該当箇所としては会議規則第 15 条に「議案の提出」がある。例えば対案や修正案の扱いなど過去の取り決めをいつ、どこの会議で決まったかを記載する。ただし、決定機関は議運になる。今度の議運の日付を決定の日として、資料 1 の内容が追加されることとなる。

【宮応委員】 その際に全会一致であったかどうかも記載されるのか。その内容は会議録で確認することになるのか。

【事務局次長】 原則として議会運営上のことは全会一致で定めることとなっているので、合意事項について本市議会においては全会一致で決まったと

理解していただきたい。

【宮応委員】 現状、同じ方法をとるということで理解した。

【木村委員長】 ほかになければ資料 1 については議運に報告して協議してもらおうということによろしいか。

## 全 員 了 承

(2) 「【議長諮問事項 1】 委員会のインターネット中継について」の次期申し送り事項の確認

【木村委員長】 本議題については 10 月末日をもって、各会派から申し送り事項があれば事務局に提出してもらおうこととしていた。その結果が資料 2 になる。事務局に説明を求める。

【議事担当係長】 資料 2 は提出いただいた申し送り事項を取りまとめたものである。読み上げさせていただく。

1、委員会のインターネット中継の実施は、委員会審査の方法、各委員の質問持ち時間制、質問の事前通告制、予算決算の審査方法、委員外議員の発言に関する事などを改革した後にする。

提出会派は新政クラブである。

2、委員会のインターネット中継についての議論と委員会運営に関する議論は切り離して議論をする。

提出会派は明るいまらい・やまとである。

3、委員会のインターネット中継を早急に実施した上で、アンケート等を実施し、市民の意見に沿う形で市民が求める中継に改めていく手順が望ましい。

提出会派は明るいまらい・やまとである。

4、委員会の運営では、委員外議員の発言を次のようにする。①委員を出している会派の委員外議員の発言を禁止する。②委員を出していない会派の委員外議員の発言に制限を設ける。

提出会派は公明党である。

5、委員会における委員外議員の発言は制限をしない。  
提出会派は無所属である。

6、委員会のインターネット中継のために発言の機会や時間短縮があってはならない。

提出会派は日本共産党である。

以上について確認をお願いします。

【木村委員長】 事務局のほうで各会派から提出されたものを要約して資料に掲載した。各提出会派は要約内容について確認し、修正等があれば意見を出してほしい。

【中村（一）副委員長】 新政クラブの主旨はこのとおりであるが、提出時は、「改選後速やかに委員会の審査の方法についての検討を始め、1 年以内をめどに結論を出す。2 年目から委員会のインターネット中継を実施する」と

いう文言と「議論についても全会一致とせず多数決も含めて議会内の合意形成ではなく意思決定をはかりながら、早急に委員会のインターネット中継ができるように議会として委員会審査の方法を改善する」と記載している。

【木村委員長】 今の文言を付け加えるということか。

【中村（一）副委員長】 提出した文書にはもともと記載されている。今言った部分の記載がないと、こんなことをやっていたらいつまでたっても委員会のインターネット中継ができないのではないかと。新政クラブはやる気がないからこういう案を出してきたのではないかと誤解を招くので、改選後速やかに議論をして実施することと、場合によっては多数決でも決めて1年以内に結論を出すこととし、2年目には実施すると書いた。

【木村委員長】 事務局に確認するが資料は要約であり、中村副委員長が言った内容を整理して付け加えて資料だけを議長に提出するのか、各会派の文書も添付して提出するのか。

【議事担当係長】 基本的にはこの資料に付け加えてまとめ上げたものを提出したいと考えている。

【木村委員長】 今言った内容を資料に加えて提出する。

【中村（一）副委員長】 承知した。新政クラブはやる気がないとの誤解を招かぬように今言った内容を加えていただきたい。

【河崎委員】 次期申し送り事項は各会派が今まで主張してきたことを要約したものを次期に送るという意味だったのか。議会改革実行委員会としてではなく、各会派こういう意見であったというのを残すことか。

【木村委員長】 そのとおりである。

【河崎委員】 各会派が提出したのを参考に実行委員会としての答申を作成するものと理解していたが違うのか。

【事務局次長】 それが統一見解としてできれば一番望ましいが、現状は資料2を見てもわかるように正反対の方向性をもつ意見が今までの協議の中でもまとまらずにいる。次期におけるというのはこの協議の中でどのような論点が各会派から主張されたのかを各論併記で申し送ることである。

【宮応委員】 そういうつもりで事務局に提出した。まとまらないからこそ、申し送りになった。なぜ神奈川ネットワーク運動からの提出がないのかと思って資料を見ていた。

【河崎委員】 今まで幾度にもわたって主張してきたので、なぜこの時点で再び提出するのかわからなかった。各会派の意見が分かれているので申し送るという前文がつくと思ってよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。まずは前文が総括となり、各会派からの出された論点は以下のとおり、というつくりとなる。

【河崎委員】 大変申し訳ないが、今、口頭で申し送り事項に加えていただきたい。

【木村委員長】 この場で追加してもよろしいか。

## 全 員 了 承

【河崎委員】 明るいまらい・やまとと近い意見であるが、「委員会のインターネット中継を早急に実施した上で、市民の意見を聞きながら委員会運営を改善していく。」としたい。

【木村委員長】 それでは神奈川ネットワーク運動の申し送り事項を付け加えることとする。

【宮応委員】 日本共産党の申し送り事項の文頭に「言論の府である議会において」を加えていただきたい。

【木村委員長】 ほかの会派はこれでよいか。

【河崎委員】 「一問一答で行われる委員会審査は市民にわかりやすい。」という文章を「委員会のインターネット中継を早急に実施した上で」の文頭に加えてほしい。

【宮応委員】 大和クラブは申し送り事項を出さなくてよいのか。

【木村委員長】 大和クラブも3の明るいまらい・やまとの申し送りに賛同したい。

【事務局次長】 提出順なので神奈川ネットワーク運動、大和クラブは現在の記載の後ろとなる。

【吉澤委員】 再度、資料を事務局に整理してもらって確認してはどうか。

【議事担当係長】 改めてご意見をいただいたので、再度事務局でまとめて次回確認事項として配付させていただきたい。

【木村委員長】 ほかに意見はないか。

【赤嶺委員】 申し送り事項の5と6について、委員外議員の発言については過去の議運決定があるが、それも外して無制限での発言を意図しているのか確認したい。

【宮応委員】 6番目の日本共産党の申し送り事項は議運の決定事項を踏まえた上でのことである。今でも無制限にできているわけではない。

【赤嶺委員】 無所属の申し送り事項については事務局で確認をしているか。5番目の申し送り事項だと議運決定も否定をしているとも受け取れてしまう。

【木村委員長】 それは事務局では確認できていないか。

【議事担当係長】 今の質問について提出者に確認は行っていないので、正確に確認したい。

【木村委員長】 あくまでも議運決定を踏まえた上での申し送り事項であると思うが事務局に無所属の意向を確認してもらおう。(後日、過去の議運決定を踏まえての意見であることを事務局が確認した)

【河崎委員】 無所属は委員外議員のルールを決めたときの議運決定には合意しているのではないか。

【事務局次長】 申し合わせ自体は、同じ会派に委員がいる場合はその委員に全権委任をした形で会派の意見を発言してもらい、委員外議員の発言は極力行わない。委員がいない委員会でも極力簡潔に発言をするということが、

平成 23 年 6 月 22 日の議運決定なので会派の変更はみんなの党大和と明るいみらい・やまと以外はなかったものと承知している。

【木村委員長】 無所属は議運決定を承知した上で申し送り事項を出していると思われる。

【河崎委員】 今回のルールにも不満であるということではないのか。

【木村委員長】 そうではないと思う。

【吉澤委員】 そういう受け取り方もできる。

【木村委員長】 それも含めて事務局に確認してもらいたい。平成 23 年に無所属のメンバーは今と変わらないまま賛成している。それを今になって変えるということではないと思う。ほかになればこの件はよろしいか。

## 全 員 了 承

### (3) 【議長諮問事項 2】 意見交換会について

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 資料 3 に基づいて説明する。本件については各常任委員会で先に実施された委員会視察などの時間を活用して話し合いが行われた。意見交換会希望先案について順に読み上げる。総務常任委員会は相手先、消防団、分団長など、テーマは地域防災について。文教市民経済常任委員会は相手先を商工会議所、テーマは未定。環境建設常任委員会は相手先を商工会議所、テーマを大和駅第 4 地区にかかわるまちづくりについて、資料最下段の厚生常任委員会については、去る 7 月 29 日にすでに意見交換会を実施済みである。今年度の意見交換会の開催希望について、記載のとおり代表者会に報告することについて確認するものである。

【木村委員長】 今期中に各常任委員会で開催する意見交換会の希望先である。何か意見はあるか。

【河崎委員】 文教市民経済常任委員会では、テーマについてまで詳細には話し合っていない。商工会議所と行うということでは商業活性化などを漠然と認識していた。環境建設常任委員会とも相手先がかぶる。合同で行ってはどうかと思うがどうか。

【木村委員長】 皆さんの意見を聞きたい。

【中村（一）副委員長】 御存じだと思うが商工会議所のどこで行うか。常議員会とか、正副会頭なのか、組織が部会制となっているのでサービス業部会や建設業部会などいろいろある。商業活性をテーマにしたいのであれば商業部会がある。あるいは地域商店会と行いたいのであれば商工会議所に支部もある。地元商店会をテーマにしたいのであれば支部の連合会と行うことも考えられる。相手先を絞らないと商工会議所と意見交換会を行いたいといっても難しい。

【河崎委員】 環境建設常任委員会は商工会議所のどこの部会を想定しているのか。

【議事担当係長】 今は相手先と大きなテーマまでを決めてもらった段階である。

【河崎委員】 文教市民経済常任委員会は正確に言うと商工会議所及び商店会であった。商業活性化並びに第4地区公益施設建設にかかわる大和駅周辺活性化についてといった内容だと思うが、中村副委員長の話では商工会議所が意見交換会の相手として複数あっても迷惑をかけてしまう。

【井上委員】 商工会議所にテーマを振れば、メンバーを選別してくれると思う。文教市民経済常任委員会であれば商業部会であったり、さがみロボット産業特区も含めてのことであれば工業部会も入ってくる。

【河崎委員長】 メンバーが重複するようなことはないのか。

【井上委員】 正副会頭は重なるかもしれないが、あとのメンバーは商工会議所のほうで選別すると思う。テーマはこちらでしっかり決めなければならない。

【河崎委員】 商業部会や建設部会は何人くらいいるのか。

【木村委員長】 かなりの数になる。幹事役ならば各部会5人から10人、15人くらいかもしれない。

【河崎委員】 そのくらいの人数であればこちらの委員との意見交換ができる人数である。

【木村委員長】 いずれにしても3常任委員会については委員会ごとに内容を絞ってもらい、委員会のほうで相手先と交渉することになるのか。事務局が相手先と折衝していくのか。

【事務局次長】 冒頭で話したとおり、まずは代表者会に送ることになる。今の実施要領でいけば代表者会で協議し議長が決定することになっているので、実施が決まってから事務局が常任委員長と連絡を取りながらテーマ設定を詰めていくこともできる。

【木村委員長】 現時点で代表者会に諮るのにこの程度のものでよいか。

【河崎委員】 文教市民経済常任委員会はテーマがまだ明確になっていないが、代表者会までに間に合わせて決める必要はないと考えてよいか。

【議事担当係長】 本委員会で協議していただき、文教市民経済常任委員会のテーマが未定のみまよとなれば事務局で今の資料を使わせていただく。

【木村委員長】 代表者会に諮るにはテーマは未定よりあったほうがよいのではないか。

【河崎委員】 11月19日の代表者会で諮るのか。

【議事担当係長】 そのとおりである。

【河崎委員】 文教市民経済常任委員会ではそれまでに委員の方々とテーマを決めて事務局に報告したい。

【宮応委員】 環境建設常任委員会のほうが大和駅第4地区ということで限定されている。文教市民経済常任委員会のほうは、より広いテーマになると考えてよいか。

【河崎委員】 環境建設常任委員会のほうは商業振興について触れないのか。

【宮応委員】 ただ地域も限定してしまっている。

【河崎委員】 建設部会の方が出席されることになるのか。

【木村委員長】 それについては代表者会に話をしたときに詳細について触れるのか。

【議事担当係長】 懸念があるようなら、事務局で環境建設常任委員会の委員長に詳細を確認したい。

【井上委員】 このテーマは当然ながらかぶってくると思う。環境建設常任委員会は商工会議所とまちづくりについての意見交換なので、第4地区として大和駅周辺と地域を限定している。一方、文教市民経済常任委員会は広い分野を考えてテーマを設定しているので、テーマは異なってくると思う。私の意見としてはロボット特区をテーマに入りたいので、そうすると工業部会もかかわってくる。

【河崎委員】 そうすると商工業振興ということになるか。

【井上委員】 テーマを決めるための今後の相談にもよる。

【赤嶺委員】 内容はまだ案の段階であると理解してよいか。

【木村委員長】 委員会としてある程度絞っている。変更するとなれば19日の代表者会までに早目に事務局に伝えなければならない。

【赤嶺委員】 委員会ごとの意見交換会もあるが、議会全体として行う意見交換会もあると思う。大和駅第4地区にかかわるまちづくりとなるとテーマが大きいので、議会全体で意見交換会を行うほうがふさわしいのではないかと。例えば環境建設常任委員会だと、丸子中山茅ヶ崎線の道路整備など、ほかにも個別の案件があるのではないかと思う。文教市民経済と環境建設常任委員会とでテーマがかぶるとの話が出たが、文教市民経済常任委員会自体、所管が多岐にわたる。PTAの皆さんとの意見交換会とするなど、かぶるテーマをあえて選ばないほうがわかりやすいのではないかと。

【河崎委員】 赤嶺委員の指摘ももっともだと思う。教育委員会から教育委員会改革の話も出ているのでそれをテーマにするという考えもある。

【中村（一）副委員長】 今はテーマの協議ではない。本委員会では任期中に実施することで話を進めなければならない。

【宮応委員】 きょう、各常任委員会の結果が出てきて、初めて対象が重複していることがわかった。きょうの意見も参考にして、各委員会で改めて協議してはどうか。

【木村委員長】 各常任委員会での結果が出たが、かぶっていることも含め、改めて各委員会で協議され、合意できるのであれば、内容を変更してもよい。19日の代表者会に間に合うように事務局に伝えてほしい。

【宮応委員】 相手のほうが了解したならば持ち回りで代表者会を行うなどの取り決めにしてもらわないと、逐次、代表者が集まっているようでは副委員長が危惧するようにタイトな日程の中で意見交換会が実現できない。

【木村委員長】 前提は、代表者会に諮って決めることになっている。宮応



委員が言うように再三代表者会に諮らなくても持ち回りでよいという意見が出ているが事務局の見解はどうか。

【事務局次長】 それは代表者会で決定することと思う。幅を持って開催が許されるのであれば、可能と思われる。また今後、各常任委員会で具体的な協議を行なうにしても事務局で承知しているところでは、会派視察を予定しているところもあり調整時間が難しいと思われる。17日の次回本委員会に間に合わせるような話があったが、かなり厳しいと思う。視察に行く会派の日程もまちまちで、連絡もとりにづらいのが来週の事情である。それならば19日の代表者会までに資料に加筆されるよう、前日の18日までに直接事務局に連絡をいただければよいと考える。

【木村委員長】 それで間に合うのか。

【事務局次長】 前日18日までに事務局に伝えてもらえれば代表者会に資料を間に合わせることは可能である。

【木村委員長】 それでは期限を18日までに意見交換会の相手先とテーマを考えて、テーマについても詳細を代表者会で説明できる程度にしておき、事務局に伝えることとしたい。それでよろしいか。

## 全 員 了 承

(4)【議長諮問事項3】議員提案による条例制定のルールづくりについて

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 はじめに資料4-1について説明する。本委員会で委員から要望のあった「市による条例提案の流れ」である。市側に既存の資料がなかったことから、事務局により市側から聞き取りを行い作成した。続いて資料4-2、資料4-3は先に配付済みの資料と同一のものである。こちらの資料をもとに協議を進めていただく。

【事務局次長】 宮応委員からモデルとした自治体の資料の要望があったが平成24年8月当時に事務上の参考にする前提で譲り受けたものであり、先方の意向で二次的にそのままの資料を用いることは差し控えていただきたいとのことであったため、こちらについては要望に沿うことはできかねるのでご理解いただきたい。

【木村委員長】 前回からの引き続きとなるが会派ごとに皆さんの意見をいただきたい。日本共産党はどうか。

【宮応委員】 資料4-3で、パブリックコメントの実施とあるが、これにはいろいろな意見があり、必ずこれを実施するとの話であったが会派に持ち帰って話をしたところ、パブリックコメントについては意外と数が集まらない。日本共産党で政務活動費を利用して行った市民への市政要望を見ると、下水道使用料が高いという意見が百も二百も寄せられる。それも一つのパブリックコメントであると受け止めている。このルールとするのか、流れにとどめるのかについては、おおよそこのような作業の流れであるという程度で

よいと思う。その状況に応じては期限が決まっていて、急なことで時間が無いというのであれば、議会周知は当然必要であるがパブリックコメントを行わないこともあり得る。この流れの中で具体的数値ももちろん必要なことではあるが、おおよそこの流れとする程度とし、ルール化してそれに従わなくてはならないとまでしなくてもよいという意見である。

【木村委員長】 ルール化にはしないということか。

【宮応委員】 そのとおりである。しかし流れとして必要である。おおよそとか原則といわれる程度のものにしてほしい。

【中村（一）副委員長】 市側も標準例としている。

【宮応委員】 そういうことになる。ただし市側はパブリックコメントをしなければならない。一方で議員は市民の皆さんの意見を聴取しての活動の一端として、議員の立場で意見を述べるということである。

【木村委員長】 神奈川ネットワーク運動はどうか。

【河崎委員】 今の話では議員提出による条例提案のルール化ではなく、議員提出による条例提案の流れでよいということである。市側も流れとしている。また前回もしきりに意見の出ている市側が最終意見を述べるという部分は最終でなくてもよいと思っている。また市側が行う法令審査について記載された部分の「可決成立が見込まれるもので市側が当該条例の必要性を認められたものについては」のところは削除すべきである。まとめると、「市側は意見を述べる」また、「法令審査を行う場合もある」ということでよいのではないか。

【木村委員長】 明るいみらい・やまとの意見はどうか。

【赤嶺委員】 以前も話をしていたとおり、規則としてこの流れを規定することは議会にとって望ましくないと思うので、あくまでも一つのながれとしてとどめておく必要がある。

【木村委員長】 公明党はどうか。

【吉澤委員】 公明党は基本的にこのままとしたい。

【木村委員長】 新政クラブはどうか。

【井上委員】 新政クラブもこのままでよいと思っている。

【木村委員長】 いずれにしても本件はルール化するという会派と、あくまでも流れとして現状のままとする会派に意見が分かれている。

【河崎委員】 議員提案の条例というのはたくさんつくることが一義的には望ましいとされている。最初から縛りをかけず、ルール化しなければならないほどに議員提案が多くでるようになったときに改めて考えればよいのではないか。

【木村委員長】 新政クラブと公明党はそういうことを踏まえてルール化しておきたいということか。

【井上委員】 一度、このような形で議員提出の条例案をつくった経緯がある。大変であったが、ルール化しておいたほうがよいと考えている。

【中村（一）副委員長】 これがルール化されれば、ホームページなどで公

開されるのか。

【議事担当係長】 決定すれば議会の手引きに掲載する。ホームページへの掲載等については代表者会に諮ることとなる。

【中村（一）副委員長】 もしこれが決定されて公開されることになると、資料中段にあるように「可決成立が見込まれるもので市側が当該条例の必要性を認めたものについては法令審査を行う場合もある」との記述は、たしかにそのとおりなのだが解釈によっては事前審査のように受け取られる。

【井上委員】 確かに誤解のないような記載のほうがよいとは思いますが、法的に整合性があるかどうかを見るだけと理解している。

【中村（一）副委員長】 商業振興条例のときの流れも実際にはこうであったが、その際にはこちらが問い合わせたことに答えてもらったものである。市側が主体的に法令審査をしたのではなく、このような条例案を考えているが他の条例との整合性に問題はないかとの投げかけに市の法制担当が調べて他の条例との整合性に問題はないとの回答をもらった。議会の担当と相談してつくってはいるが、市の法制担当としてはどうかを尋ねたことに回答してもらったものである。そういった意味では「提案者の求めに応じ」としたほうがよいのではないかと考えている。

【河崎委員】 参考とした自治体が資料として出せないと言っているように、この部分は含みのあることだと思う。文字にすべきものではない。我々議員も可決成立が見込まれないようなものについて市も法令審査をしないであろうことはわかっている。ここまで明文化するのは望ましくないのではないか。これは互いに理解しあっているものであって、法令審査を行う場合もあるという程度でとどめておいたほうがよいのではないか。

【木村委員長】 現状として各会派の意見はまとまっていない。

【井上委員】 改めて会派内での協議をしたいと思います。今の意見についてはもっともだと思う。

【河崎委員】 あわせてこのルールを流れとすることについても協議をお願いできないか。

【井上委員】 承知した。

【木村委員長】 いずれにしても新政クラブと公明党は今日の会議内容を報告して再度協議してきてほしい。

【河崎委員】 条例を議会より多くつくっている市側でさえ、明文化したものを持っておらず、事務局が聞き取りをしてようやく資料化したようなところである。議会側がそれを明文化したルールにしてまで決める必要はないのではないか。明文化するにしてもルールではなく流れ程度のものでよいと考える。

【木村委員長】 明るいまらい・やまとは、今のやりとりを聞いてどうか。

【赤嶺委員】 そもそもルールづくりに反対である。

【河崎委員】 流れでもだめなのか。

【赤嶺委員】 「流れにのっとってやるべきだ」というようになるのであれ

ば文字だけが変わっただけで規則のように運用されるおそれがある。それを危惧している。例えば条例提案モデルとかどうか。

【宮応委員】 名称が異なるだけで同じではないか。

【赤嶺委員】 ルールではなくこのような形が望ましいという程度のものとして誤解のないようにしてもらえればよい。

【中村（一）副委員長】 条例を成立させることを考えれば、ある程度の流れはあったほうがよい。議会基本条例のようにオール議会でつくる条例は問題ないが、行政側の提案はある意味一枚岩であるので他の部署から横やりが入ることもあまりないと思うが、議会の場合はある1会派が条例をつくらうと思ったときに条例提案のルールや流れがないと提案時にその案が成立しない可能性がある。かたく決めたルールもいかなものかと思うが、皆が共通認識とした流れという手続きを経て提出された議案であるかどうかを賛否の判断材料とできるのもよいのではないか。

【河崎委員】 明るいみらい・やまとが問題としているのは、パブリックコメントに関する点か。

【赤嶺委員】 この資料に記載された段階を全て踏まないと条例案が提出できないことになるのではないかとということである。

【宮応委員】 それのどこを指しているのか。

【赤嶺委員】 前回の会議録を見ていただきたいが、例えば条例案を作成し、そのまま議会運営委員会に提出されれば、委員会に付託されて議会周知と条例案に対する審査が行われる。そこで条例をつくるべきだとの方向になれば、パブリックコメントは行う必要がない。ある程度の修正を行い、委員会で可決されて本会議でも可決されれば正式なものになる。この資料の流れによらずにできることを否定したくない。先ほど話にあったとおり、商業振興条例案を成立させる際に苦労した結果、この資料のような形がよいのではないかと言うものだと思う。時間もあって意思も明確であって、この流れにのっとってやっつけようとするのは自然なことだと思うが、そうではない場合もあると思うので、この中のどこがだめだということではない。この流れを全てやらなければならないと決めてしまうと条例提案自体が困難になることを懸念している。

【宮応委員】 ルールでも流れでも、一般的流れ、一般的ルールなど、一般から少し外れる場合もあるということではどうか。

【事務局次長】 赤嶺議員の言いたいことは、議会内で法的に可能な条件があって、それを満たしていればできるという自由度はあるはずだということだと思う。ただし、それに付加する形で議会の中で自律権としてルールを定めることは代表者会や議運の申し合わせの中で本市でも積み重ねがあるように可能だと思う。それを定めれば、それにのっとって行うのが大原則であると考えるのが自然である。定めておきながら、あえてこの流れを踏まずに提出をしてくることになれば事務局の立場としては議運決定などを示して、この過程を踏んでいただけないのかという話をせざるを得ない。

【宮応委員】 事情によって一から十までの流れにならない場合もある。いずれかの過程を飛ばすということもあるのではないか。

【事務局次長】 定めておきながらどこかの過程を飛ばすということは、事務局として、それを定めた大和市議会としてもなるべくその形でやるべきだという見解に立つものである。

【宮応委員】 なるべくということならば、ルールにしても流れにしてもモデルでも同じことである。市側のいう標準例にしても、つくれば事務局のせりふはそういうことになる。

【事務局次長】 どのような言葉であっても、決定として示されていれば事務局はそれにのっとっていただきたいと言う対応にならざるを得ない。

【宮応委員】 事務局が原則と言うのは結構である。そのときにかたく決めたルールでなければ一部の過程を飛ばしたり順番を変えるなど、事情によっては変わるということが可能かどうかである。

【木村委員長】 明るいまらい・やまととしてはそうありたいとの意見であろう。

【宮応委員】 日本共産党もどちらかといえば同意見である。

【事務局次長】 人的な異動などもある中で、この議会の手引きに掲載されれば、それに沿った運用を事務局としてはしていくのが原則である。事務局としては、どのように言いかえてもルールに近いものとして運用をすることになると思う。

【中村（一）副委員長】 かたくルールをつくることに関してはさまざまな意見があろうかと思うが、条例も我が国の法令の1つである。責任という意味では条例をつくるということは大変なことだと思う。結局、こういう流れで進めていくことになると思う。基本的には議運に提出して審査すればいいのだが、実際に今の委員会審査の中で法令審査も含めてしっかりとした議論が果たしてできるのか。現実には難しいと思う。市側が出している条例案は委員会までに法令審査が済んでいるので我々議員が質問できる。そういうことがなくて、いきなり委員会の場で審査といっても無理だと思う。その結果、法的におかしな条例が可決されてしまうことになったら議会として大変大きな問題になる。条例をつくって成立させるのは大変なことなので、一定の流れとするのかルールとするのかは別として手続きがあって、それを踏まえた形で提出することは必要なことだと思う。

【赤嶺委員】 そのとおりであると思うが、条例案を作成する際に作成者である議員は、すでにそれを行って提出するはずである。何の確認も行わず、自分で考えただけのものをいきなり提出することはないと思う。それはそれなりのところで確認をするであろうし、他の会派の皆さんにも周知をした上で提出をするだろう。それが普通の流れである。そもそも提出者はその条例案を可決成立させたいと思って提出するのであるから、しっかりとした手順は踏むと考える。

【中村（一）副委員長】 市側の法制担当が主体的に法令審査にかかわるこ

とができるかどうかはわからないが、議会側が申し入れをすれば応じることが流れとして決まっていれば、法令審査をスムーズに行うことも可能と思うが、仮に議案として上がっていないものを審査するわけにはいかないということになれば、どこにも法令審査を頼るところがない。議会事務局の中に将来的に法令審査ができる部署が組織されるのであれば別だが、今の段階では存在しない。民間でそれができるところがあるにせよ、それほど本市の条例の細かい審査までできるのかは疑問である。実際には市側の法制担当がかかわらないと現状ではなかなか難しい状態であると思う。それならば、市側の法制担当が応じられるような道筋をつくっておいたほうが議員提出の条例を成立させるのにはよいと思う。

【宮応委員】 日本共産党も十数年前に条例提案をしたことがあるが、そのときも条例案の内容について法制担当に相談している。ただし、事務局に法制担当がない中で現状ではそれは別問題であると考えている。これを決めてしまうと、これを守らなければ議案の提案権を行使できないのではないかと考えると我々の手足を縛ることになりかねないと考えている。標準例や一般的モデルというものにしてはどうかということも、事務局ではそれらにのっとなってほしいと言うことになると言っている。その中で提案者がパブリックコメントを行わなかったり、一部の過程を飛ばしていたらそれをのんでくれるのか。過程を守ってほしいと言われるのか。

【事務局次長】 第一義的には議長の補助機関である事務局が法令審査を行うべきものだと思う。法制担当に見てもらっていたのはあくまでも非公式なものであり、別問題として今までの見てもらっていた経緯はたしかに事実であろうが、法制担当が位置づけとして議会からの条例案を見ることはできないと断ることはあり得る中でのことと理解していただきたい。

【宮応委員】 商業振興条例案のときも任意で見てもらっている。

【事務局次長】 それは長の補助機関として、やってもよいとの判断で行ったものだと思う。本来的には対応できないということもあり得ることを理解していただきたい。

【宮応委員】 それはわかる。でもそれをクリアにするのであれば、議会事務局に法制担当を置かなければできないということになる。または民間機関に委託するという方法をとらなければならない。どちらかにしなければ議案提案権を使えないということになる。議員による条例提案が法的整合性に照らしてどうなのかという裏づけがなければ怖くてできない。

【事務局次長】 それもあって民間法令審査機関の記載や議会事務局が法令審査機関との仲立ちをすることになる。それを資料の中に記載している。

【中村（一）副委員長】 赤嶺委員や宮応委員がこの流れの中で一番懸念しているのはパブリックコメントを必ずやらなければならないということか。資料を見れば会派内や超党派での検討はもちろんのこと、議会事務局や市の担当課ともさまざまな情報提供などを行うと思う。条例案をつくって議会内周知もしておかなければ成立が見込めないのも当然それも行いたいと思うは

ずである。行政側の法制面のアドバイスも、受け入れるかどうかは別にしても、もらえないよりはもらえたほうがよい。ここまでの部分はルール化をす  
るしないにかかわらず困ることは何もない。ただしパブリックコメントを1  
カ月しなければならぬとルール化してしまったときに、この11月に次回定  
例会の12月議会へ条例案を提案したいと思っても時間がなく、時間的な制約  
から条例案や改正案が提案できない。それでパブリックコメントが足かせだ  
と思っているのか。

【宮応委員】 要因の1つはそれである。

【木村委員長】 赤嶺委員はどうか。

【赤嶺委員】 この資料4-3の流れで1つずつ積み上げていかないと条例  
案が提案できないというのが望ましくないと考えており、パブリックコメン  
トもまさにそうであるが、提案者がやるべきかどうかを判断すればよい。そ  
もそも各会派との意見交換や事務局との調整が工程の中段になっているが、  
これは前段でやるべきことと思っている。そういったことを総じて考えてル  
ール化は必要ないという結論である。

【事務局長】 資料4-3の中段で各会派の意見交換、議会事務局や市側と  
の調整に大きなスペースをとってはいるが、実態からいけば最初に議会事務  
局や市の担当課との調整する部分が非常に大きいと思う。条例案の提案が市  
側であろうと議会側であろうと実際にそれを条例化して執行していくのは市  
の担当課である。よい条例だとなるのか、時期尚早であるとなるかはこの点  
がスムーズに進めば、可決成立が見込まれるものという部分も法令審査も含  
めてクリアできてくると思う。最初の部分で議会よりも他市の状況を情報と  
して持っている担当課と話す中で、総務課や市側担当課をうまく利用して、  
条文をつくり上げていけば問題なく法令審査も受けることができ、パブリッ  
クコメントを含めたスケジュール的なものも最初の段階で調整できると思う。  
日程が明確になれば条例を可決成立させるための工程が見えてくると思う。  
それが最初の段階で大和市としてその条例案がどうなのかという状況判断に  
ついて市の担当課を使わない手はないので情報提供をお互いにしながら進め  
ていくことによって後段までの過程をクリアしていけると思う。

【木村委員長】 局長の話ではスタートの時点で皆の懸念はそれほど心配に  
はおよばないということであるがどうか。

【河崎委員】 これは議員側よりも議会事務局が何らかの流れみたいなもの  
を持っておきたいという必要性からだと考える。議員提案条例に熱心な福岡  
市議会を視察した際には議会事務局の中にしっかりとした法制担当があり、  
国会の法制局に出向させて技能取得もしている。議員提案条例というのは、  
議会事務局が市側との調整などでいかに実効性がある条例にするかが要とな  
るとのことであった。議員提案条例の法令審査もできない本市議会事務局に  
とって、やはりどの会派にも公平にと考えた何らかの流れを持っておきたい  
という必要性から出されてきているものだと思う。

【事務局次長】 そもそも新政クラブでつくった商業振興条例がきっかけと

なり平成24年に市長から「大和市商業振興条例の内容に対する意見について」という文書により、条例提案のルールづくりをお考えいただきたいという要望があった。それに応えて代表者会で資料4-3を出したものである。もちろん、このような流れがあれば議会事務局としても話を整理する上で使いやすと思うが、そもそもの流れとしては市長のほうから文書が来て、それに応えて代表者会を開いたが内容がまとまらずに現在に至っている。

【河崎委員】 市長側は議会側に対して何らかのルールをつくってほしいというのはどのような意図か。1つとして市側の条例案においても市民への影響が大きいものはパブリックコメントをしているので、議会側もそれにならつてほしいという要望があったと記憶している。ほかにもあるのか。

【事務局次長】 当時の文書の抜粋であるが、「市は執行機関として条例の効果的な運用を行い、その実効性を確保していくことが求められると認識している。そのためには条例案を検討する段階から市の関係部署との事前の協議、調整などを行ってもらうことも肝要であると考えている」という意見がある。少し略すが、「議会改革、議会活性化に関する検討が進められていると聞き及んでいるが、この機会をとらえて議会において条例を提案する場合のルールを明らかにするよう要望する」というような内容であった。

【宮応委員】 それを定めることが今の議題であり、これが定まれば市の法制担当は法令審査の拒否はできず、今も拒否はしていないが拒否する権限が定めのない状況下では存在する。しかしこれができれば、法制担当は職務として協力しなければならず、意見をチェックしなければならないということになるのか。

【事務局次長】 それについては、この件が決定して市側に報告したところで市側も了解すればそのようになる。現状は全て非公式である。資料4-3の文言には「可決成立が見込まれるもの」となっているが、その条件の中で市側の法制担当の職員は仕事としてかわられるようになると認識している。

【宮応委員】 可決成立が見込まれないものは拒否をするのか。

【事務局次長】 それについては、二元代表制であるので長の補助機関として長の意向でもし法令審査はしなくてよいとの判断があれば、それもあり得ると思う。一義的には議会事務局がその点を負わなくてはならない。河崎委員の言われたとおり政令市並みの事務局体制が取れていない中では悩ましいところではある。

【宮応委員】 必要に応じて事務局を補助する形で民間法令審査機関を紹介するというのが新たに出されたと認識している。

【事務局次長】 新たにということではない。2年前の代表者会で示したものである。

【河崎委員】 市側としては条例をつくる場合には市としても効果的な運用を求められるから、条例案の段階から市側ともしっかり意見交換をしてほしいというのが、先ほど事務局長が言われた資料冒頭の矢印部分であり、そこが一番大事であると言っていたことにつながると理解してよいか。



【事務局長】 そのとおりである。市側も条例の内容がよければ関心を寄せるし、本市で難しいものであればお互いが情報交換して、よい条例へと練ることができる。その段階から市側と一緒に進めていけば審査をしてもらえと考える。資料4-3の中段では「可決成立が認められるもの」となっているが、よいものであれば対立するものではなく一緒に、一方だけがよいと思っているのであればその点を明確にすることによって新たな条例案や変更が生まれてくると思う。最初の段階を厚くすることによって、中段の可決成立が認められるものに対する結果がある程度先に答えや方向性が出ると思う。最初の段階で市側の意向を打診した上で調整したほうが時間的にも労力も少なく済む。打診の段階で市側も考えていた条例案であれば一緒になって条例案の検討も進めることができ審査もしてもらえ。議会事務局に法制担当がいなくても市側の法制担当とも協力しながらやっていきたいというのが本音にはある。現段階ではそうでないと条例案の提出さえもなかなか難しく、市民生活に直結する中でパブリックコメントをなくして進めてしまうと非常に危険でもある。市民の意見を聞かずに制定することで想定できないトラブルが生じることが心配である。パブリックコメントの実施は広報にも出るので何らかの形で市民に周知される。もしその条例案が市民生活に直結するような内容であれば当然パブリックコメントの件数も増えてくる。ルール化という中では非常に大事なところではないかと思う。条例をつかって終わりではなく、つくってそれが本当に市民生活に生かされているのかを検証しなければならない。条例に不備が見つければ条例の改正ということにもなる。そうした中で条例をつくる最初の段階で市側との意見交換をし、それをうまく使いながら誘導していくくらいでもよいのではないか。

【木村委員長】 今回の局長の話から市側も承知の上で資料4-3ができていると思う。中段部分で懸案となっている文言についても心配がないだろうという局長の説明だと思うので、最初の段階でクリアできないものは中段まで来ない。先ほど次長が紹介した2年前の市長からの文書でも、ルール化して今後は提案してもらいたいとのことであるので、なにもないというのは市側としても今後協力しづらいという意味もあるのだと思う。

【河崎委員】 次長や局長の説明である程度納得したが、こういうもの自体をつくるべきではないという意見が明るいまらい・やまとから出されているが今の事務局長の説明でどうなのか。もう少し図の前段を大きくしてはどうか。

【赤嶺委員】 資料4-3の図は新政クラブが条例提案した際に苦労されてこのような流れに行き着いたと思う。このような教訓を得たということをお各会派で共有できればそれでよい。条例案のよしあしは市側と調整して決めることなのかも、そもそも疑問である。条例案をどうするか以前に政治的な対立がある可能性も否定できない。今の議論の流れでいくとそもそも議会事務局に法制担当を置くべきだということが最も重要な話である。法令審査を市側に依頼することを前提にルール化をするというのは、そもそも間違ってい

る。やはり議会として問題がないと判断した条例案は有効であり、提出も可能でなければ、そもそも議会が機能を果たしていないと感じる。ただし、現状それがなく市中側の協力を得て法令審査を行うことは非常に重要なことであり、そこは条例案を作成する際に避けては通れない。ただこの資料4-3にのっとらなくても条例案の提出を行うことはできると思う。それを今までやってきたのではないか。この流れに縛られることなく、今までどおりやっていくこととし、資料4-3の内容はこういった流れが望ましいということが各会派で共有する程度でよいのではないか。

【木村委員長】 新政クラブと公明党はルールではなく流れとすることについては会派に持ち帰って検討することになっている。もし両会派がそれで賛成できれば全会一致となる。

【赤嶺委員】 先ほど言ったように、それはルールではなくあくまでも流れであるということに誤解がなければよい。ただし流れでも決まれば事務局としてはその流れにのっとってお願いをすることになると言っているが、あくまでも流れであって規則ではないので、それは提案者の意向が最優先されると考える。

【木村委員長】 場合によっては、その流れを無視して提案することもよいと考えるのか。

【赤嶺委員】 規則でなければ可能と考える。

【河崎委員】 そうすると流れが1つあり、ただし書きとして例外もあるという旨の記載があればよいのか。

【赤嶺委員】 どういう手順を踏んで条例案の提案まで結びつけるかというのは提案者がそもそも判断をすべきことだと思う。可決成立させたいのであれば資料の中に示されている順番はどうあれ、その項目について踏んでいくと思う。

【木村委員長】 あくまでも流れだが1つの参考例ということか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【木村委員長】 その程度でないと賛成できないか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【宮応委員】 そのことで先ほど事務局に質問した。今の意見は資料4-3として平成24年11月2日の代表者会で使用されたままであるならばよい。ところがきょう改めてルール、流れという形で本委員会に出されれば一般論、標準例とはいっても事務局はこの流れでいくと言っている。

【事務局次長】 意思決定の仕方だと思うが、ここでの議論は意見が一致せず参考例としてとどめるということになれば決定ではないので議会の手引きには記載できない。ある意味、情報共有として各会派で持っていて条例案の提出を進めるのであればこういうモデルがあるという共通認識を持っていただくことになる。やはり意見が分かれば流れにしてもルールにしても何かを決定したと考えるのは難しいと判断している。

【中村（一）副委員長】 資料4-3はやるべきことをフローチャートにし

ているが必ずしも順番どおりにしなければいけないというものではない。条例案の作成までの部分は実際には根本としてあり同時進行的にいろいろなものが進んでいくので条例案までの作成が1つのグループ、議会内周知と各党派との意見交換、市側との調整等は1つのカテゴリーであり、これが終わったら次のパブリックコメントの段階に進む。パブリックコメントが終わったらその意見を集約して回答を出したり、修正すべきところは修正をする。それ条文案を完成させて提案するという流れなので、その間のいろいろな過程をフローチャートにするとこのようになるが実際の作業は混在していたと記憶しているがどうか。

【事務局次長】 そのとおりである。時間的に混在していたのを見てきている。ある程度整理をしなければならないのでこのような図式になっている。

【宮応委員】 市側の話をも苦勞して聞き取って資料4-1を作成したとのことだが、市側には明確なルールがないのか。だから今回聞き取りをして表したらこうなったということであれば、市側にも明確なルールはないと思われる。もちろん、二元代表制とはいっても市と議会では執行権の有無からして性質も異なる。市側にさえ明確なルールはないなら、議会にも要らないのではないか。

【事務局次長】 条例の話が持ち上がってから議会に上程されるまでの資料がなかったというだけで部分的には全庁的にメールが配信され、いつの定例会に出す案件はいつまでに総務課に出すことなどの個々のルールはある。全体を示すものがなかったのでこちらで総務課に聞き取りをして皆さんにお示しした。庁議などの意思決定など経ており、市民参加条例の実施機関としてのパブリックコメントも義務づけられており、個々にはルールがある。

【宮応委員】 時系列においては資料4-1の記載のとおり1年以上の時間を要するものもあると理解してよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。

【河崎委員】 しかし、執行機関である市側がみずから条例案をつくるのと議決機関である議会が条例案を提出するというのは明らかに異なる。議員提出議案で可決成立した条例を市側にいかに執行させるかというのは議会側もきちんとおさえておかないと絵に描いた餅にされてしまう。最初のボタンをかけるときに非常に重要であり、ただの理念条例になってしまうおそれがある。

【中村（一）副委員長】 鎌倉市に視察に行ったときに罰則規定を盛り込む条例の際には警察などと協議をしたとの話を聞いた。そういった条例もあるかもしれないので他の機関との協議もこの図の中に入れておいたほうがよい。

【事務局次長】 承知した。警察協議というのがある。鎌倉市の例では議員自身が警察に足を運んで協議をしたとのことであった。条例案の作成というグループの中に罰則規定があれば当然そこは必要とされることになるので後から追加していくことは考えられるかと思う。

【赤嶺委員】 きょうはどのように結論を出すのか。

【木村委員長】 いずれにしても新政クラブと公明党の両会派がルール化で、明るいまらい・やまとではルール化はせず、流れそのものも不要であるとの考えから全会一致とならないので本件は審議未了として流れてしまう可能性もある。明るいまらい・やまとの考えを最終的に確認して、流れとしてルール化から考えを整理できるか新政クラブと公明党の両会派が持ち帰りにして検討することとしているので、そこで賛成にできるのであればよいと考えており、きょうの時点ではそこまでと思っている。

【赤嶺委員】 ルールについては先ほど参考例という言葉が出てきており、それがベストではないかと思っている。議員提出による条例案の策定として各会派で共有する程度にとどめるべきであると明るいまらい・やまとは判断している。

【中村（一）副委員長】 結論がどうなるかはわからないが、個人的な意見としてルールはあったほうが良いと思う。ルールがあつていろいろ縛られることを懸念するよりもルールがあつたほうが、むしろ少数会派にとってよい。少数会派にとっては、このルールにのっとれば条例案の作業が進んでいくのであるから、何もないところからはじめるよりよいと考える。たしかに理屈ではできるのかもしれないが、実際には大変難しい。ルールに不都合があれば変えればよい。ルールが今後変えられないというものではない。ルールにしたがつて進めていけば議員提案がしづらくという考えのようだが、ルールがあつたほうがむしろしやくすなると思う。

【赤嶺委員】 ルールを定めるべきではないと言っているのではなく、議員提出議案としての条例案がたくさん出てくるようになればルールも必要かもしれないが、現状においてこれを早急にルール化する必要があるかというところではないと考える。

【木村委員長】 明るいまらい・やまとの意見としては、参考例として各会派が情報を共有するというのであれば賛成できるということか。

【赤嶺委員】 例として共有することにとどめるということではいかがか、ということである。ルール化して運用するのではなく、各会派が参考として条例案を提出する際には、これにのっとって作業を進めてもよい。

【木村委員長】 あくまでも参考例という考えか。

【赤嶺委員】 それなら拘束されるわけではないのでよいと思う。

【木村委員長】 事務局としてはいかがか。

【事務局次長】 ここでの合意となるので、今まで運用してきたルールの中で言えば全会一致なのかどうかである。大まかにルール化という意見があつてもルールとして定めることはできないとなれば、結論としては意見の一致を見ない参考例として各会派で共有することにとどめるということが最小公約数的な形として本委員会の結論としてまとめていただければと思う。

【木村委員長】 その点も踏まえて新政クラブと公明党はルールでよいと意見があつたが参考例のようなものでよいか検討してきてもらいたい。

【宮応委員】 確認したい。参考例程度にとどめるということで全会一致で

あればその程度のものである。そうでなければ名称がどうであれ一定のルールとなる。

【事務局次長】 ルールとして運用せず参考例として各会派で共有することにとどめるというような文言となる。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとの意見は拘束されないという意味である。

【中村（一）副委員長】 結局はパブリックコメントをいつもやらなければいけないということでは困るということか。それ以外のところには何の問題もないと思われる。これがルール化されて足かせになって困るというのはパブリックコメントを必ずやらなければいけないという記述があるからなのではないのか。

【木村委員長】 それもあるとは先ほど意見として出ている。

【中村（一）副委員長】 それもあるということだが、そのほかの要因がわからない。パブリックコメントがその要因なら確かに時間もかかるし、公開までに一、二カ月必要なので理解できる。次回の定例会に議員提出議案として出したいと思っても定例会の間が3カ月しかなければ期間的にも難しい。商業振興条例の際も9月の定例会に間に合わず、12月の定例会になってしまった。そのほかにこれがルールとして決まっているのは望ましくないといっている点がどこなのかわからない。

【赤嶺委員】 パブリックコメントについては、それが障害となるという判断はしていない。提案者がパブリックコメントを行うべきか行わないかは判断をすればよいと思っている。ルール化した場合、それに拘束をされる。そうするとそれにのっとなってやらなければならない。これは議会の首を絞めることにもつながるおそれがあると指摘をしている。必然的にこの流れになるとの副委員長の意見もあったが私もそのとおりだと思っている。ルールがなくてもこういった手順は踏んで本来議員提出議案として提出をされるであろうと思っているので、そうであればルール化をする必要はなく、あくまでも1つのモデル、1つの参考例として各会派で共有をすれば、これに基づいて行うか行わないかは各会派が判断をすればよいことではないかと思っており、ルール化には反対である。

【中村（一）副委員長】 ルール化すると議会の首を絞めるのはどこなのかわからない。パブリックコメントの部分はたしかにそう思うが、ほかの部分でルール化して手順を踏まないとならば条例化できないとしたら、それはどこなのか。必然的にこの手順を踏むことになるのでルールにする必要がないと思うが、こういう手順を踏むのでルール化することが意義あることだと思う。

【赤嶺委員】 そういった意見も十分理解するが、明るいまらい・やまどとしては、行うか行わないかは当事者が決めるべきで、このルールのフローチャートの流れを1つ1つ踏んでいかないと条例提案にたどり着けないということになるのは、そもそも条例案を提出するハードルを上げることにつながるのではないかというところにある。

【宮宥委員】 日本共産党としてはパブリックコメントについては先に述べたとおりである。また資料4-3の上段横の矢印左側部分に超党派による研究会等とある。議会が全会一致でなければ出せないということになるならば、それはいかななものかと思っている。新政クラブが苦勞されて全会一致で商業振興条例を成立させた。それを踏まえて条例成立までには流れがあることを全議員が承知しておくことは重要あり、参考例にとどめるならば日本共産党も賛成である。明るいまらい・やまとはどれであっても反対なのか。

【赤嶺委員】 ルールとして拘束されるべきではないと言っている。

【宮宥委員】 ならば参考例にとどめるのであればよいのか。

【赤嶺委員】 このモデル自体は悪くない。よいものだと思っている。参考例にとどめて、各党派で共有して条例案を作成する際はこれを参考に進めればよい。状況が許せばこの流れにのっとって行うこともよいと思う。ただこれに拘束されるべきではなく、どういう手順を踏むかは提案者が判断すべきであるし、内容についてもそうだと思っている。

【木村委員長】 あくまでも参考程度にとどめておくということではよいのか。

【赤嶺委員】 そのとおりである。

【木村委員長】 いずれにしてもそういうことも含めて新政クラブと公明党は両党派内で協議してきてほしい。次回はこの報告と18日締め切りの常任委員会の意見交換会の相手先を検討していただきたい。

【山本委員外議員】 一言だけよろしいか。

【木村委員長】 委員外議員の山本議員から発言を求められているが許可してよろしいか。

## 全 員 了 承

【宮宥委員】 簡潔にお願いしたい。

【山本委員外議員】 議会内周知（情報提供）とあるが、これはこういった程度のもなのなのか教えていただきたい。

【事務局次長】 モデルである商業振興条例案で言えば、新政クラブが各党派別に希望を募って条例案の説明をしていた。そのようなことも1つの例である。手法はいろいろあると思うが大変苦勞して日程を確保され各党派に説明をしていた。そのようなことを指していると考えている。

【山本委員外議員】 代表者会などで各党派に伝える方法もあれば、その後各党派との意見交換を行ったり、代表者会に諮らず直接各党派の代表者と個別に話をすることも含んでいると考えてよいのか。

【事務局次長】 段階としてはいろいろ混在すると思うが各党派代表者会は情報共有を基本にしているのでそこで頭出しをする議会内周知があって、その後各党派によって細かな意見が出ると思うので、資料4-3の下にある各党派との意見交換会において説明会のような形式で意見聴取を行うということもあろうかと思う。考えとしては山本委員外議員の言われているような内容

である。

【山本委員外議員】 28名の全議員に議員提出議案による条例案を出したいということが伝わると思ってよいか。

【事務局次長】 そのように捉えている。

【中村（一）副委員長】 このところをどのくらい丁寧にやるかが条例成立を左右すると思う。各議員から意見を聞いて修正をし、少なくとも過半数の賛成を得られる状態ができれば議案を提出しても否決される。このような条例案をつくるということを各会派の議員の机上に配付してもらっただけでもいいかもしれないが、それでは条例の成立は難しい。どこまでやらなければいけないというのは、まさにそれぞれの提案者が判断してここを手厚くやらないと議員提出による条例案成立は難しいと思う。

【赤嶺委員】 条例案を作成した議員は自分の足で他の議員に周知をするイメージでいたが、先ほどの事務局次長の話では事務局がその周知を担うものと捉えたがそれでよろしいか。

【事務局次長】 そういうことではなく、例えば情報共有の場としては代表者会があるので、そこで提出会派が説明をしてまずは条例案提出を伝えるということを説明した。

【赤嶺委員】 そこで詳細まで個別に説明をするというわけではないのか。議会内周知というのはあくまでも提案することの周知と理解してよいか。

【事務局次長】 内容の説明もあろうかと思う。ただし意見を交わすということになると代表者会の枠の中ではおさまらないので、そうすると各会派との意見交換という段階に入るのではないか。

【赤嶺委員】 あくまで大枠の説明を代表者会等で行い、詳細な部分については提案者が個別にやっていくという理解でよいか。

【事務局次長】 それが商業振興条例の時の例であった。

【赤嶺委員】 承知した。

【木村委員長】 本件については以上で、よろしいか。

## 全 員 了 承

【木村委員長】 事務局から次回の予定について説明を求める。

【議事担当係長】 次回第10回の議会改革実行委員会の開催日は11月17日（月）午前9時から委員会室で行う。議題については、本日の議題の日程3の意見交換会のテーマ、これについては次回の委員会ではなく翌日の18日までに事務局に伝えることとする協議が先ほどあった。また本日の日程2のインターネット中継の次期申し送り事項について先ほど幾つか意見があったのでそれを盛り込んだものを書面で提示して確認をお願いしたい。次に先ほどまで協議をしていただいた本日の日程4、議員提案による条例制定のルールづくりについての持ち帰り事項の確認及び協議が入ってくる。

ここから先はお願いであるが、次回の新たな議題として議長諮問事項5の

その他として1項目上げられている。内容については会派の代表的議員に付与される質問時間10分間の取り扱いについてである。事前に会派内で意見を取りまとめて次回ご出席いただきたい。

【木村委員長】 事務局からの説明について質問はあるか。

【赤嶺委員】 次回議題の10分間の取り扱いについての考え方をまとめる際にどういった方向でまとめればよいのか。平等にするためには全員に10分付与すべきなのか、それとも10分付与をやめるべきなのか。それとも人数の多い会派には多く割り振るのかどのようにすればよいのか。

【木村委員長】 事務局から説明を求める。

【事務局次長】 そもそも木村委員長が会長であった議会改革検討協議会が前期にあり、その中で一般質問は従来1人25分かける会派の所属人数という形で譲り渡しができたので、かなり長い時間をもった議員がいた。それに伴い市議会だよりの行数も変化していた。そのときから会派の代表的質問をする議員には10分の加算があった。1人25分かける人数プラス10分であった。木村会長当時の協議では1人の質問時間を均等化することを協議したという記録に接している。このことから現在の1人30分という結果となったと聞いている。協議の最終段階で10分の加算は残すべきだと主張があり、均等化を求めながら最終段階では会派の代表的質問をする議員に与えられる加算10分が復活をして現在に至っていると承知している。それをどうするのかについては新政クラブの代表からの投げかけであったが、具体的な示唆はないが代表的質問という意味が現状どうなっているのかも含めて議論をしていただきたいとの提案であった。時間の増減など具体的な提案があったわけではない。

【河崎委員】 そうすると各会派の代表的質問をする議員に与えられている10分について、その意義や今後どうするかについて議論することが諮問事項であると理解してよいか。

【事務局次長】 そのとおりである。提案者も時間の増減、廃止、存続に触れているわけではない。代表的質問に加算されるという意義自体が現状でどうなのかということも含めて議論していただきたいとのことである。

【木村委員長】 例えば各会派の人数が異なるが一律10分でいいのかというニュアンスの投げかけがなかったか。

【事務局次長】 言葉としてはそういうニュアンスのことは提案された代表者会の中では言われていない。

【河崎委員】 例えば2人会派でも10分で、9人会派でも10分ことが不公平ではないかという提案かと思っていた。そうではないと理解してよいか。

【事務局次長】 そこから先の議論としては本委員会委員の判断でどういう議論になっていくかである。もちろん、そのような論点もあろうかと思う。

【木村委員長】 問題提起された中にはそういったものは含まれておらず、あとは委員の皆さんの議論である。

【宮応委員】 質問時間は議員にとって、とても重要である。議員は同等の権利を持っており、会派は会派を組むことができるという規程である。そう



いう意味でこれを解決するためには質問時間をふやすということで 25 分が 30 分になった。これから持ち帰って会派で協議をするが 1 人の質問時間を均一 35 分とするのが手だと思っている。そういった考えを持ち寄ってくるということでよろしいか。それとも 10 分を廃止するのか、人数の多い会派にはそれだけ時間を多く付与するのか、それらを考えてくるということか。

【事務局次長】 各種の観点から意見表明をまずしていただきたい。

【木村委員長】 赤嶺委員は 10 分の話については理解できたか。

【赤嶺委員】 10 分の話と宮応委員の話された内容などを踏まえて検討すればよろしいか。

【木村委員長】 会派としてよく検討してきてもらいたい。ほかになれば本日はこれで終了する。

午後 3 時 20 分 閉会